

公的資金補償金免除繰上償還の制限

- (1) 繰上償還の総額が、旧資金運用部資金にあつては3兆3,000億程度、旧簡易生命保険資金にあつては5,000億円程度、公営企業金融公庫資金にあつては1兆2,000億円程度を超える時は団体ごとの繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがあるもの。
- (2) 平成20年度以降の繰上償還については、提出された財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の実施状況をチェックした上で、その状況が不当に実施されていないと認められるときは繰上償還を中止、延期又は繰上償還額を調整、減額することがあるもの。